

蜜蜂飼育届・飼育変更届

令和6年 1月10日

栃木県知事 福田 富一 様

住所 宇都宮市塙田1-1-20
電話番号※1 028-623-2347
氏名 栃木 太郎

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により、下記のとおり（蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届）を提出します。

記

1 令和6年 1月 1日現在蜜蜂飼育状況（1月1日現在の状況を記載してください）

飼育場所	飼育蜂群数
宇都宮市塙田1-1-20 宇都宮市平出工業団地6-8（自己所有地）	3群 （うち日本蜜蜂 1群）

2 令和6年蜜蜂飼育計画※3 「飼育場所」欄には、字及び番地まで記入願います。

飼育場所※2	飼育予定 最大計画蜂群数	飼育期間
宇都宮市平出工業団地6-8	3群 （うち日本蜜蜂0群）	1月1日から5月31日まで
宇都宮市塙田1-1-20	2群 （うち日本蜜蜂2群）	4月1日から12月31日まで
宇都宮市塙田 (36.5647738, 139.8857682)	10群 （うち日本蜜蜂0群）	6月1日から12月31日まで
年間飼育予定最大計画蜂群数	12群	

住所地番が不明な場合、飼育場所の緯度経度の記載をお願いします。

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：都道府県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：都道府県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- ※1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- ※2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- ※3 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、都道府県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

様式は栃木県HPからもダウンロードできます。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/g06/youhou3_2013.html